

令和元年度 第2回 久留米市国民健康保険運営協議会議事録

1 日 時 令和元年12月23日(月) 13:00~13:40

2 場 所 久留米商工会議所 2階 202会議室

3 出席者 (委員)

区 分	氏 名	出 席
公益代表	松岡 保治	○
	吉武 憲治	○
	田中 功一	○
	南島 成司	○
被保険者代表	馬場 淳子	
	甲斐 サエ子	○
	田中 孝子	
	永松 千枝	○
保険医又は保険薬剤師代表	田中 二三郎	○
	首藤 俊介	○
	本村 精二	○
	杉本 奈緒美	○
被用者保険等保険者代表	木屋 禎	○
	権藤 裕子	○

(事務局)

健康福祉部 部長	窪田 俊哉
健康福祉部 技監	岩澤 和子
健康福祉部 次長	松延 完治
健康推進課 課長	吉塚 哲
地域保健課 課長	本松 寿史
健康保険課 課長	藤木 達也
健康保険課 保険料主幹	千代島 智昭 他

(傍聴者)

なし

4 質疑要旨

(1) 令和元年度久留米市国民健康保険事業特別会計決算見込について			
委員	①オンライン資格確認システムについて、現時点で資格確認の請求はどのくらいあっているのか。	事務局	不当利得といい、国保ではない被保険者が国保の保険証で受診している方に医療費の返還請求を行う。その件数が年間 500 件ほどとなっている。
委員	②保険給付費は、予算編成の時点ではどのくらい増加すると見込んでいたのか。	事務局	令和元年度予算編成時点での給付費の見込みについては、1人あたりの医療費の伸びを 3.8%で見込んでいた。しかし現実では、それよりも伸び率が高く 6%となっているため予算が不足する可能性がある。
委員	③現状で 6%は、かなり高い伸びである。今までは平均で毎年 3%ほどの伸びだと聞いていたが、その倍となると、今後保険料への影響が課題となってくると思うが、現時点での見解があれば教えてください。	事務局	医療費の伸びは、見込みにくい状況である。これまでは、実績に伸び率を乗じて予算を見込んできたが、今後はなかなか見通せない。先ほどの説明で申し上げたが、高度医療や先進医療が保険適用の影響を受け、しばらくは高い水準で伸びていくのではないかと考えている。
(2) 令和 2 年度国民健康保険事業費納付金について			
委員	①先ほど、納付金に関する県の方針が変わったということだったが、医療費が高くなったから方針が変わったということだと思うが、県内の市町村の納付金の状況はどうなっているのか。	事務局	県内自治体の状況だが、周辺自治体の納付金も上昇しており、財政的に厳しいと聞いている。また保険料を上げざるを得ないという声も聞こえてきている。
委員	②納付金が上がった分について、市町村はどう対応していくのか。国からの財政支援はないのか。	事務局	納付金の上昇に対して、国から激変緩和のための交付金が出ている。平成 28 年度水準と比較して 11.3%以上上昇した自治体には、国からのこの交付金を使って激変緩和が行われる。例えば、一人あたりの納付金が 15%上昇している自治体があれば、国の交付金を使って 11.3%まで抑えている。
委員	③最終的には、各市町村でどうにかすることになり、かなりの負担に	事務局	納付金が増え続けた場合、保険料を検討せざるを得ない状況が出て

	なってくると思うが、住民だけに全ての負担を強いることになるのか、考え方を聞かせてほしい。		くる。市としてできることを考えたときに、一番は医療費の適正化に取り組むことが重要であるとする。
委員	④先ほど、高額療養費の説明で、高度医療への保険適用が増加の要因であるとの説明があったが、そういった事態への対応するために、県下の市町村でお金をプールしておくという制度は現在もあるのか。	事務局	国保の制度改革以前は、各自治体が拠出金を出して高額な医療費が発生した自治体に交付する仕組みがあったが、現在は、県が財政運営の主体となっているため県単位で調整が図られる。
委員	⑤1件の金額が高額な医療費がある自治体へお金をプールする制度が現在はなくなって、すべて県の納付金で対応していくということか。	事務局	納付金は、医療費の水準や所得の水準で決まる。水準が高い自治体はそれなりの負担を求められる仕組みで、その中で調整が図られている。
		事務局	先ほどのプールする制度については、広域化前、県内の市町村単位で行っていたが、現在は広域化により制度の運用は、県単位となり、全国で調整が図られている。
委員	⑥現在、福岡県の国保は医療費の順位が中間ぐらいだが、その中で、高額な医療費が多ければ、福岡県に交付金があるということか。	事務局	はい。以前は、各自治体間でルールに基づいて拠出金を出し、1件の金額が高額な医療費が多い自治体には、その中からお金が交付されていた。現在は、1件金額が高額な医療費が多い都道府県に対して、全国で調整されて交付される。
(3) 健康のびのびポイント事業について			
委員	①登録方法はどのようになっているのか教えてほしい。	事務局	この事業ではスマートフォンのアプリを使用し、ポイント管理をする。登録の流れだが、申し込みを行い、参加者として決定した後、スマートフォンのアプリをダウンロードして、登録してもらう。
委員	②登録者数が伸び悩んでいる理由を教えてください。	事務局	スマートフォンの使用に慣れていない方が、操作に時間がかかっている。先日開催した登録説明会でも、1人の登録に20～30分の時間を要したり、家族に頼んで登録してもらったが使い方やパスワードがわからないとい

			ったことがあった。そういったことで、登録者数が伸び悩んでいると考えている。
委員	③9月13日が申込期限となっているが、それ以降ポイントが発生するというのか。また、いつまでのポイントが2～3月にポイント交換されるのか。	事務局	ポイントのカウントは、10月1日から開始し、ウォーキングについても10月1日から開始となっている。特定健診やがん検診は、今年度に受診していれば、受診日が10月以前であってもポイントを付与する。ポイント交換時期については、3月31日までの歩数をポイントとしてカウントするが、ポイント交換は2月から3月末日までにポイント交換の申込みをしてもらうことになる。3月31日ギリギリまでポイントをカウントしていただき、その日のうちに申請してもらえれば、例えば8,000ポイントで端数を超えた部分については、8,000ポイントとしてカウントするので、切りのいいところでポイント交換を行ってもらえればと思う。
委員	⑤ウォーキングが10～20ポイントとなっているが、自己申告なのか。	事務局	スマートフォンのアプリを使って自動カウントされる。
委員	⑥12月10日の登録説明会には、何名くらい参加したのか。	事務局	30名の方に参加いただいた。
委員	⑦高齢者には伝わりにくいと思う。頑張ってポイントを貯めた方もいると思うので、もう少しポイントの交換時期が長くないと意味のないものになってしまうので、検討をお願いしたい。		
(4) 今後の久留米市国民健康保険運営協議会について (スケジュール)			
質疑なし			